

養老保険普通保険約款

| 改 定 後 | 改 定 前 |
|--|--|
| <p>(途中省略)</p> <p>第 51 条 (保険契約の内容変更等の効力)</p> <p>① 次の手続きの承諾の効力は、当社がその承諾の通知を発した時から生じるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第 14 条 (保険契約の復活) 2. 第 29 条 (延長定期保険または払済保険からの復旧) 3. 第 30 条 (保険期間または保険料払込期間の変更) 4. 第 39 条 (保険契約者の変更) <p>② 第①項各号の手続きの請求は、請求後に保険契約者が死亡し、意思能力を有しない常況にある者となり、または行為能力の制限を受けた場合においても、効力を有するものとします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> | <p>(途中省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> |

※ 改定前の特約条項は 2019 年 8 月 1 日時点のものです。